

新ごみ処理施設建設候補地
選定報告書（概要版）

平成24年8月

指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設
建設地検討委員会

建設候補地選定の報告

指宿市及び南九州市は、新たなおみ処理施設を設置するため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、指宿広域市町村圏組合同規約を変更することについて協議、平成24年1月10日に規約の変更を決定いたしました。

指宿広域市町村圏組合では、同規約の変更が決定したに基づき、指宿市内における新おみ処理施設の建設候補地を選定するため、指宿広域市町村圏組合新おみ処理施設建設地検討委員会設置要綱を制定し、同要綱に基づき、同年4月25日に管理者の委嘱を受け、指宿広域市町村圏組合新おみ処理施設建設地検討委員会（以下「本委員会」といいます。）が設置されました。

以来、本委員会は、平成24年8月24日まで5回の委員会を開催し、この間、建設候補対象地の視察や他の地方公共団体の類似施設の視察を行い、そして、建設候補地の選定基準を制定し、建設候補対象地の評価等について種々の角度から慎重に検討を重ねてまいりました。

この結果、新おみ処理施設の建設地に最も適していると判断した候補地を「指宿市清掃センター敷地」に決定し、これまでの検討内容の詳細や検討結果を取りまとめ、本選定報告書といたしました。

おみ処理施設は、圏域の市民生活には、なくてはならない極めて重要な施設であります。が、反面、建設地の地域住民には、理解が得られにくい施設でもあります。

つきましては、施設の建設はもちろんのこと、施設設置後の維持管理に当たっても、安全対策や環境保全対策を充分に行い、地域住民の理解と協力が得られるよう配慮することを切に要望し、本委員会の建設候補地選定の報告といたします。

平成24年8月24日

指宿広域市町村圏組合新おみ処理施設建設地検討委員会

委員長 平田 登基男

目 次

I	建設候補地の選定	1
II	建設候補地選定の概要及び基本的な考え方	2
1	建設候補地選定の概要	2
2	基本的な考え方	3
III	候補地選定基準	4
1	候補地選定基準	4
2	別表 法規制一覧	5
IV	建設候補対象地一覧	6
1	建設候補対象地一覧表	6
2	建設候補対象地位置図	7
V	建設候補対象地評価	8
1	評価結果集計一覧表	8
VI	検討委員会開催状況	9
1	検討委員会開催実績	9
VII	資料編	10
1	検討委員会設置要綱 (指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設地検討委員会設置要綱)	10

I 建設候補地の選定

本委員会は、新ごみ処理施設の建設候補地に候補地①「指宿市清掃センター敷地」を選定した。

【選定理由】

10の基本方針及び20の評価項目からなる候補地選定基準に従い、①から⑤までの候補対象地を評価したところ、下表のとおりの評価点数となり、合計点数の最も高い候補地①が建設地として最も適していると判断し、候補地①を建設候補地に決定した。

	候 補 地				
	①	②	③	④	⑤
評価点数 合 計	50	35	42	35	42
順 位	1	4	2	4	2

※ 評価の内訳は、建設候補対象地評価（8ページ）に掲載

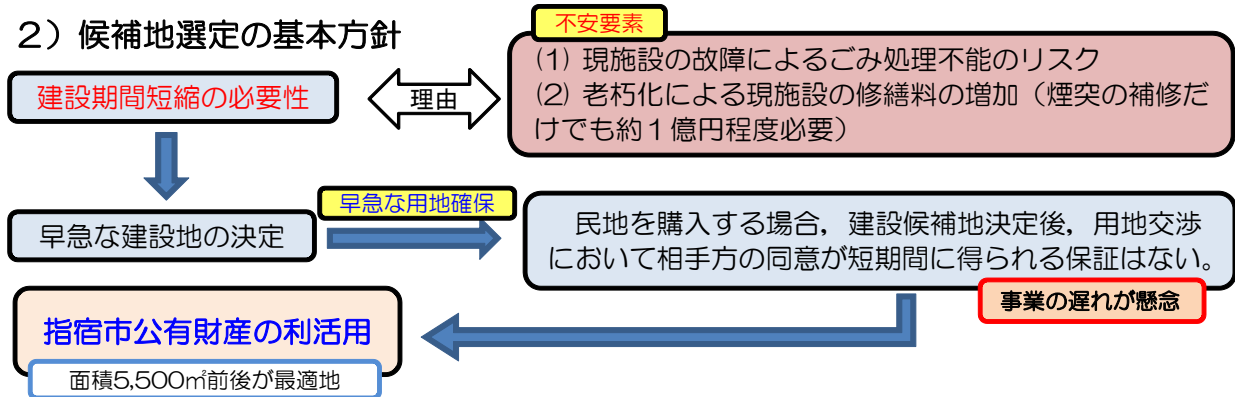
II 建設候補地選定の概要及び基本的な考え方

1 建設候補地選定の概要

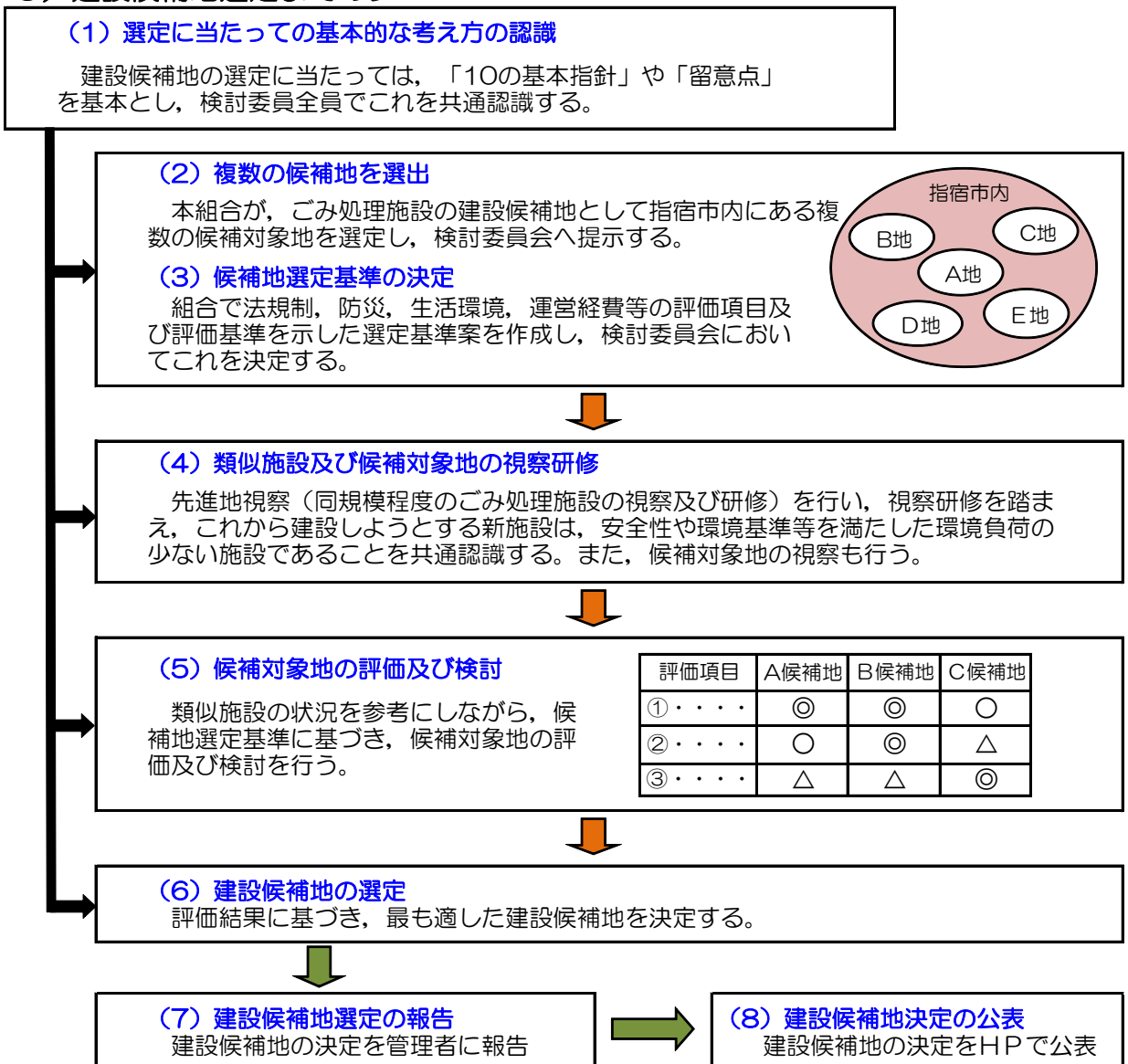
1) 対象施設

建設の対象となる施設は、指宿広域市町村圏組合が指宿市内に建設しようとする60t / 日程度の新ごみ処理施設である。

2) 候補地選定の基本方針



3) 建設候補地選定までのフロー



2 基本的な考え方

建設候補地を選定する際の基本指針及び留意点は以下のとおりとする。

【10の基本指針】

- 1 法規制等のない候補地の選出 (法規制区域外の候補地)
- 2 自然環境の保全
⇒ 国立公園区域を避けるなど、自然環境に配慮する。
- 3 生活環境の保全
⇒ 交通が混雑している道路や住宅系の地域を避けるなど、生活環境に配慮する。
- 4 防災面への配慮
⇒ 活断層や土石流危険区域を避けるなど、防災面に配慮する。
- 5 周辺環境との調和への配慮
⇒ まちづくりとの整合や観光拠点との位置関係など、周辺環境との調和に配慮する。
- 6 他の施設との調和への配慮
⇒ 他の廃棄物処理施設、教育・福祉施設等の位置関係など、他の施設との調和に配慮する。
- 7 歴史的財産の保護
⇒ 文化財など、歴史的財産が長期間にわたり保護されるよう配慮する。
- 8 建設経費削減への配慮
⇒ 処理施設の建設コストが低減できる候補地を選定するなど、建設経費の削減に配慮する。
- 9 建設事業期間短縮への配慮
⇒ 供用開始までの期間を短縮できる候補地を選定するなど、事業期間短縮に配慮する。
- 10 運営経費節減への配慮
⇒ ごみの運搬コストが低減できる候補地を選定するなど、運営経費の節減に配慮する。

留意点

ごみ処理施設は、建設地付近の地域住民の理解が得られにくい施設であるが、市民生活になくってはならない、きわめて重要な施設であることから、次の事項に留意しながら、候補地の評価・検討を行っていく。

ごみ処理施設を迷惑施設として捉えない



市民生活に不可欠な施設である

環境基準等を満たした環境負荷が極力少ない施設を建設するのが原則である。よって、基本的に「健康への影響はない」という認識を共有する。

Ⅲ 候補地選定基準

1 候補地選定基準

- (1) 建設候補地として選定するための評価項目及び判定基準（詳細判定基準を含む。）を下表のとおり設定する。
 (2) 評価方法は、基本的に3段階評価とし、評価目的に応じて候補地の相対評価又は絶対評価を行う。
 (3) 評価点は、◎：3点、○：2点、△：1点とする。

基本指針	評価項目		判定基準
	評価指標	考え方	
1 法規制等のない候補地の選出	(1) 法規制	森林法、農地法、砂防法等による規制区域の有無から評価する。	別表法規制一覧の規制区域内にある候補地は除外する。
2 自然環境の保全	(1) 現況土地利用	現状の土地利用状況から評価する。 (保全すべき自然環境から評価)	◎：○又は△以外 ○：山林等に準ずるもの △：山林等
	(2) 国立公園	直近の国立公園区域までの距離から評価する。	◎：区域まで500m以上 ○：区域まで100m～500m未満 △：区域まで100m未満又は区域内
	(3) 鳥獣保護区	鳥獣保護区域内の有無から評価する。	◎：鳥獣保護区域外 △：鳥獣保護区域内
3 生活環境の保全	(1) 道路交通状況	直近の幹線道路（国道・県道）の混雑度や道路規模から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
	(2) 住宅状況	直近の住宅までの距離や一定距離以内の住宅数から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
4 防災面への配慮	(1) 活断層	直近の活断層までの距離から評価する。	◎：活断層まで500m以上 ○：活断層まで100m～500m未満 △：活断層まで100m未満又は活断層上
	(2) 土石流危険区域	土石流危険区域等の範囲内の有無から評価する。	◎：○又は△以外 ○：土石流 流域内 △：土石流 危険区域内
5 周辺環境との調和への配慮	(1) まちづくり	将来のまちづくり構想との整合性から評価する。	◎：○又は△以外 ○：商業又は住宅系 △：公園又は観光地系
	(2) 水源	下流域の水源の有無から評価する。	◎：下流域に水源はない △：下流域に水源がある
	(3) 観光	直近の観光拠点までの距離や一定距離以内の観光拠点の数から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
6 他の施設との調和への配慮	(1) 他の廃棄物処理施設	他の廃棄物処理施設の配置のバランス（し尿処理場及び下水処理場までの距離）から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
	(2) 教育・福祉施設等	直近の施設（小中学校等、福祉施設、医療機関）までの距離や一定距離以内の当該施設数から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
7 歴史的財産の保護	(1) 文化財	直近の指定文化財までの距離や一定距離以内の指定文化財の数から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
8 建設経費削減への配慮	(1) 都市基盤整備経費の削減	道路、上水道、排水路などの都市基盤の整備状況から評価する。	◎：ほぼ整備されている ○：ある程度整備されている △：殆ど整備されていない
	(2) その他の経費削減	建設に伴って直接的又は間接的に削減又は軽減できる経費の有無から評価する。	◎：削減・軽減できる要素が多い ○：削減・軽減できる要素がある程度ある △：削減・軽減できる要素が少ない
9 建設事業期間短縮への配慮	(1) 建設事業期間の短縮	建設事業に係る許認可等の省略又は短縮の有無から評価する。	◎：省略・短縮できる要素が多い ○：省略・短縮できる要素がある程度ある △：省略・短縮できる要素が少ない
10 運営経費節減への配慮	(1) ごみ収集運搬	収集運搬の効率性を考慮し、人口重心点までの距離から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
	(2) 焼却灰等の運搬	管理型最終処分場までの距離から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価
	(3) 幹線道路	幹線道路（国道・県道）までの距離から評価する。	詳細判定基準による候補地の相対評価

2 別表 法規制一覧

分類	調査項目		候補地として除外すべき理由・見解	適用法令
自然環境 保全関係	森林地域	保安林	保安林は防風など、森林の持つ様々な公益的機能を保全することを目的としていることから、候補地から除外する。	森林法
	特別保護地区		特別保護地区は、鳥獣の保護の観点から、建築物の新築・増築や樹木の伐採等が制限されていることから、候補地から除外する。	鳥獣保護及狩猟二関スル法律
保生活環境 保全関係	農用地区域		「農業振興地域整備計画」において、今後おおよそ10年以上にわたり農用地などとして利用する土地として定めている区域であり、候補地から除外する。	農地法、農業振興地域の整備に関する法律
防災関係	地すべり危険区域		地すべりの危険がある地域にごみ処理施設を建設することは望ましくないと考えられるため、候補地から除外する。	地すべり等防止法
	急傾斜地崩落危険地域		急傾斜地で崩落の危険がある地域や土石流危険溪流等にごみ処理施設を建設することは避けるべきであり、候補地から除外する。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	砂防指定地		砂防指定地にごみ処理施設を建設することは望ましくないと考えられるため、候補地から除外する。	砂防法

IV 建設候補対象地一覽

1 建設候補対象地一覽表

地域	候補地 番号	財産 種別	区 分	地目等	面積 (㎡)	所 在 地	所管部署	
指宿	①	行政 財産	指宿市清掃センター敷地	雑種地	37,974	36,272	十二町字首尾坂4692-1	指宿市 環境政策課
						914	十二町字首尾坂4702-1	
						788	十二町字首尾坂4714-3	
指宿	②	普通 財産	指宿市普通財産 (南指宿中 山手側)	山 林	8,319	十二町字小田平 6735-1 十二町字野付 6843	指宿市 財政課	
	③	組合 財産	指宿し尿処理施設 跡	宅地ほか	7,340	十二町字渡平4357-3 ほか11筆	広域組合	
山川	④	行政 財産	尾下牧野	山林ほか	445,150	山川利永1040 ほか	指宿市 農政課	
開聞	⑤	組合 財産	開聞し尿処理施設 跡	宅 地	8,118	開聞仙田字東吹石695-1	広域組合	

2 建設候補対象地位置図



建設候補対象地

候補地番号	地区	候補地
①	指宿	指宿市清掃センター敷地
②	指宿	指宿市普通財産
③	指宿	指宿し尿処理施設 跡
④	山川	尾下牧野
⑤	開聞	開聞し尿処理施設 跡

V 建設候補対象地評価

1 評価結果集計一覧表

基本方針	項目	候補地				
		①	②	③	④	⑤
1 法規制等のない候補地の選出	(1) 法規制	—	—	—	—	—
2 自然環境の保全	(1) 現況土地利用	◎	△	◎	△	◎
	(2) 国立公園	◎	◎	○	△	△
	(3) 鳥獣保護区	◎	◎	◎	△	◎
3 生活環境の保全	(1) 道路交通状況	○	△	○	○	◎
	(2) 住宅状況	◎	△	○	◎	◎
4 防災面への配慮	(1) 活断層	◎	◎	◎	◎	△
	(2) 土石流危険区域	◎	○	◎	◎	◎
5 周辺環境との調和への配慮	(1) まちづくり	◎	◎	◎	◎	◎
	(2) 水源	◎	◎	◎	△	△
	(3) 観光	◎	△	△	△	○
6 他の施設との調和への配慮	(1) 他の廃棄物処理施設	◎	○	○	◎	△
	(2) 教育・福祉施設等	◎	△	△	◎	◎
7 歴史的財産の保護	(1) 文化財	○	△	◎	○	○
8 建設経費削減への配慮	(1) 都市基盤整備経費の削減	◎	△	○	△	◎
	(2) その他の経費削減	◎	○	○	△	△
9 建設事業期間短縮への配慮	(1) 建設事業期間の短縮	◎	△	○	△	△
10 運営経費節減への配慮	(1) ごみ収集運搬	△	○	△	◎	○
	(2) 焼却灰等の運搬	△	△	△	△	◎
	(3) 幹線道路	○	◎	◎	△	◎
◎の点数		42	18	24	21	30
○の点数		6	8	14	4	6
△の点数		2	9	4	10	6
合計点数		50	35	42	35	42

VI 検討委員会開催状況

1 検討委員会開催実績

回数	開催期日	会議内容	開催場所
第1回	平成24年4月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・ごみ処理計画等の概要説明 ・候補地決定までの方針及び基本的な考え方の説明 ・候補地選定基準案の説明 ・候補対象地の説明 ・候補対象地の視察 	<ul style="list-style-type: none"> ・指宿市役所2F 市長応接室 ・建設候補対象地(5箇所)
第2回	平成24年5月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の視察研修 	人吉市 人吉球磨クリーンプラザ
第3回	平成24年6月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回, 第2回委員会の経過報告 ・候補地選定基準の検討及び決定 ・候補地の評価及び検討 (第1回目) 	指宿広域市町村圏組合事務所 管理棟2F 会議室 (汚泥リサイクルセンター内)
第4回	平成24年7月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会の経過報告 ・候補地の評価及び検討 (第2回目) ・建設候補地の選定(決定) 	指宿広域市町村圏組合事務所 管理棟2F 会議室 (汚泥リサイクルセンター内)
第5回	平成24年8月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会の経過報告 ・建設候補地選定報告書の最終確認 ・管理者への建設候補地選定報告 (選定に至るまでの経過報告) 	指宿市役所2F 市長応接室

VII 資料編

1 検討委員会設置要綱

指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設地検討委員会設置要綱

指宿広域市町村圏組合告示第1号

(目的及び設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合の新ごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の建設が決定したことに基づき、指宿市内における新ごみ処理施設の建設候補地を選定するため、指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設地検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を管理者に報告する。

- (1) 指宿市内における新ごみ処理施設の建設候補地の選定
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 指宿広域市町村圏組合議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 関係市の行政代表者
- (5) 管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見

を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局が行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年3月13日から施行する。